

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>中央家畜保健衛生所病性鑑定分室では、野生いのししのPCR検査を行っているが、調査捕獲期間においては県内から死亡したいのししが大量に搬入され、毎日欠かさず解剖を実施しなければ、PCR検査が滞ってしまうのが現状である。</p> <p>雨漏りが発生している部屋は、解剖前後の着替えや資材の保管等を行う隔離された特殊な部屋であり、解剖室へ入るためには入室が必要不可欠である。また、代替となる部屋も存在しない。</p> <p>従って、早急に雨漏りの修繕を行わなければ解剖作業に支障が生じることとなる。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>(株)名神は、岐阜県入札参加資格者名簿に記載されており、技術的に精通している業者である。また、昨年度、分室との契約実績もあり、解剖棟の状況を熟知しており、速やかな修繕工事の完了が期待できる。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。